平成27年8月10日

# 公　　告

契約担当官
航空自衛隊第６航空団
会計隊長　島袋　義則

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1　入札に付する事項：(1) 件　　名：格納庫扉保守点検
(2) 履行期間：平成27年9月2日～平成27年12月31日
(3) 履行場所：航空自衛隊小松基地

2　競争参加資格：(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」のＤ等級以上の認定を受けていること。
(3) 経理装備局長から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合には、この限りではない。

3　契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班

4　入札場所：航空自衛隊小松基地第２会議室
（当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。）

5　入札日時：平成 27 年 9 月 2 日　　10時00分

6　保証金：(1) 入札保証金……予決令第７７条第２号により免除
(2) 契約保証金……予決令第１００条の３第３号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を追徴する。

7　入札の無効：２の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。

8　入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

9　契約書等作成の要否：[要]　否

10　決定方法：[総額]　単価

11　郵便入札の許否：[許]　否
郵便入札を希望する者は、平成27年9月1日17時までに必着のこと。
（入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。）

12　説明会：有　[無]
日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

13　同等品確認申請：なし

14　受付：入札に参加される方は、下記に連絡して下さい。
連絡先：会計隊契約班　　担当：森重
電話番号　０７６１－２２－２１０１（内線２３９）

# 入　札　書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

平成27年9月2日

住　所

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長　島袋　義剛　　殿

会社名

代表者名　　印

代理人

入札金額　￥

| 履行期間 | 平成27年9月2日<br>～平成27年12月31日 | 履行場所 | 航空自衛隊小松基地 |
|---|---|---|---|

| 品名（件名） | 規格 | 入札 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
| 格納庫扉保守点検 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 備考 | |
|---|---|

# 委　任　状

当社は、　　を代理人と定め、下記の入札並びに見積に関する一切の権限を委任します。

記

件　　名　　格納庫扉保守点検

代理人使用印鑑

平成27年9月2日

契約担当官
航空自衛隊第６航空団
会計隊長　島袋　義剛　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

| 航空自衛隊仕様書 | | | |
|---|---|---|---|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 | |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 | |
| 品名又は件名 | 格納庫扉保守点検 | 小松基 | 施－３２ |
| | | 承認 | 平成２７年　７月２８日 |
| | | 作成 | 平成２７年　７月２２日 |
| | | 改正 | 平成　年　月　日 |
| | | 作成部隊等名 | 第６航空団　施設隊 |

1　総則

本仕様書は、航空自衛隊小松基地に設置している走行装置付格納庫扉（４格納庫分１６枚）の保守点検について適用する。

2　履行場所

航空自衛隊小松基地

3　概要

請負者は、次に示す保守点検項目（格納庫走行装置取扱説明書による。）により点検を実施し、点検報告書（請負者作成）を提出すること。各主要機器及び制御機器は別紙のとおり。

(1) ブレーキ付モーター

ア　電磁石ストロークの点検及び調整

イ　制動トルクの点検及び調整

ウ　絶縁測定

エ　Vベルト(A-７９)の交換　４格納庫分、計３２本

(2) ウォーム減速機

ア　潤滑油(ＩＳＯ-ＶＧ４６０)及びグリース(シェルアルバニア２)の交換

イ　ウォームホイールの点検

ウ　連動チェーンリンク測定及び給脂

(3) インバーター

ア　絶縁測定

イ　インバータモジュール及びコンバータモジュールの点検

ウ　設定値の確認及び調整

エ　リレー及びコンタクタの点検
オ　冷却ファンの点検
(4) トロリー
可動部の点検
(5) 幹線（１φ、３φ）の導通及び絶縁測定
待機室～固定制御盤間
(6) 扉の開閉点検及び電圧並びに電流測定
(7) その他
ア　端子及び締付部の増締め。
イ　扉外観、フレーム等の目視点検
ウ　車輪、摺車及びレールの摩擦点検
エ　必要箇所の給脂及び清掃
オ　リミットスイッチ、近接スイッチ、スライド軸の点検及び調整

4　基地内共通事項

請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。

(1)　請負者は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
(2)　請負者は、基地及び基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
(3)　請負者は、基地内において役務履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官等の指示に従うものとする。
(4)　請負者は、基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
(5)　請負者は、基地内における写真撮影について、契約役務に必要な場合及び内容だけとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し保持しないものとする。
(6)　請負者は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

5　一般共通事項

(1)　一般事項
ア　本役務の履行は、本仕様書によるほか、設計図書、国土交通省監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（平成２５年版）」、「建築保全業務共通仕様書

（平成２５年度版）」及び基地諸規則の定めるところに従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

イ　役務の着手及び履行に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による履行の誤りや遅滞などを避けなければならない。

(2)　法令の遵守及び官公庁への手続き

ア　請負者は、役務の履行に当たり、役務に関する諸規則を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ　役務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として、請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、すべて請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

(3)　疑義

請負者は、図面と仕様書との内容に相違がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。

(4)　軽微な変更

請負者は、役務の履行に際し、現場の納まり等のため位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の、請負金額及び履行期間については変更しない。

(5)　安全管理

ア　現場代理人は、履行場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行う。ただし、別に責任者を定められた場合は、これに協力する。

イ　現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に履行の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ　現場代理人は、常に履行場所の整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等事故の未然防止に努めなければならない。

(6)　養生

請負者は、履行関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生をするものとする。

ア　未使用の機械及び材料

イ　施工済の部分

ウ　在来部分

エ　汚染又は損傷のおそれがあるもの。

(7)　清掃及び後片付け

請負者は、役務の完了に際し、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(8)　工程表

ア　請負者は、着手に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

イ　請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに監督官に提出しなければならない。

(9)　施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本などは、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認を受けなければならない。

なお、指定色等は、監督官の指示による。

(10)　材料

ア　仮設材及び特に記載されたもの以外の材料は、努めて「環境物品等の調達の促進に関する法律」に該当する物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格したものを使用するものとする。

イ　材料は、必要に応じて監督官の指示により、試験成績表等を提出するか又は事前に見本を提出し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、図面、仕様書又は監督官の指示による。

(11)　中間検査

請負者は、役務完了後に隠蔽される部分で完了検査時に確認が困難な箇所については、監督官と調整の上、適切な時期に検査官の中間検査を受け、検査合格後役務を続行するものとする。

(12)　完了検査

ア　請負者は、役務完了の際は、監督官と調整の上、検査官の完了検査を受けるものとする。

イ　請負者は、完了検査に際し手直し箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

(13)　役務写真

ア　請負者は、仕様書、設計図書に適合して履行されたこと及び役務の工程を確認できる証拠書類として満足させるように撮影すること。

イ　撮影は、履行前、履行中及び履行後並びに履行に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し編集後、監督官に提出するものとする。

(14)　他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、履行中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(15)　提出書類

請負者は、下記に示す監督官の指示する書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

記

| 書　類　名 | 提出期限 | 様式 |
|---|---|---|
| 入門許可申請書 | 契約後速やかに | 官側 |
| 現場代理人及び主任技術者設定通知書 | 契約後速やかに | 官側 |
| 工程表 | 契約後速やかに | 官側 |
| 時間外就業届 | 都度 | 官側 |
| 発生材調書 | 都度 | 官側 |
| ＪＩＳ等規格証明書 | 都度 | 請負者 |
| 火気等使用申請書 | 都度 | 官側 |
| 役務完了検査願 | 完了後 | 官側 |
| 役務日誌 | 都度 | 官側 |
| 役務写真 | 都度 | 請負者 |
| 引渡書 | 完了検査後 | 官側 |
| その他監督官が指示する書類 | 都度 | 官側 |

(16)　図面の複製貸出

設計図書等は、役務履行等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、交付した設計図書等は、役務終了後速やかに返却するものとする。

6　特記事項

(1)　材料は、明記されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合、監督官の承認を得るものとする。

(2)　本役務において発生した廃油等は、産業廃棄物処理施設において処分し、産業廃棄物管理票を提出するものとする。

(3)　履行中、運用上の理由により待避等の指示を受けた場合、監督官の指示に従いすみやかに履行場所から待避等するものとする。

(4)　履行は１日１格納庫とし、火気の使用は原則不可とする。

別紙

機器仕様
主要機器及び制御機器（４格納庫、大扉１６枚）

| | |
|---|---|
| 1 | ブレーキ付モーター<br>三菱電機(株)製　ＳＦ－Ｅ　全閉外扇形　ＮＢブレーキ付きモーター<br>９０Ｌ　１．５ＫＷ　４Ｐ　三相　２００Ｖ　６０Ｈｚ |
| 2 | 減速機<br>三菱重工業(株)製　ウォーム減速機　ＳＵＨＷ６５Ｒ(Ｌ)－２０ |
| 3 | クラッチ<br>巴組鐵工所(株)製　ＲＳ５０スプロケット付 |
| 4 | 開閉限停止用リミットスイッチ<br>立石電気(株)製　ローラレバー型　ＷＬＣＡ２－７ |
| 5 | くぐり戸インターロック用リミットスイッチ<br>立石電気(株)製　サイドローラ・プランジャ形　ＷＬＤ２ |
| 6 | 減速及び非常停止用近接スイッチ<br>立石電気(株)製　ＴＬ－Ｘ１８ＭＹ１ |
| 7 | レールストッパー用オイルダンパー<br>太陽鉄工(株)製　ＳＳＨ－１１－３０　スプリングリターン式　フート形<br>内径×ストローク　φ２８．５８×７６．２ｍｍ |
| 8 | インバータ<br>三菱電機(株)製<br>ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｅ７００、ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｓ５００（＃３８２）<br>ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｅ７００、ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｓ５００（＃３８３）<br>ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｅ７００、ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｓ５００（＃３８４）<br>ＦＲＥＱＲＯＬ－Ｅ７００（＃３８５） |
| 9 | トロリーメーション（信号伝送機器）<br>松下電工(株)製　マスターコントロール１６（７１００６Ｋ）<br>入出力ターミナルユニット－８ＳＲ　ＤＨ７１５５８ |
| 10 | 車軸<br>φ２５０　軸受　ピローブロックＵＣＣ２１１　カートリッジ形 |
| 11 | 摺車<br>φ１５０　軸受　深みぞ玉軸受　６２０８Ｚ |
| 12 | 減速機連動チェーン<br>椿本チェーン製　ＲＳ５０　７２ｍ／１格納庫 |